



労働者派遣法に基づく情報提供

株式会社エニユス

労働者派遣法第23条5項に基づきマージン率等、下記の情報を提供いたします。
なお、以下の数字は2024年12月末日時点に基づく数値です。

1. 派遣労働者数	34人
2. 派遣先事業所数	18社
3. 労働者派遣に関する料金の平均額	14890円(1日8時間あたり)
4. 派遣労働者の賃金の額の平均額	10078円(1日8時間あたり)
5. マージン率 (小数点一位未満の端数四捨五入)	32.3%

●マージン率とは

労働者派遣に関する料金から派遣労働者に支払う賃金の差額の割合のことです。

※マージンには社会保険料(雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険)
福利厚生、教育訓練費等が含まれます。

●マージン率算出方法

(派遣料金の平均 - 派遣労働者の賃金の平均) ÷ 派遣料金の平均にて算出しています。

6. 教育訓練に関する事項

教育訓練の内容	対象者	費用負担	賃金の支給
入職時教育	新規採用者	無	有
職能別・階層別教育	派遣就業中	無	有

7. キャリアコンサルティング相談窓口	電話番号：046-281-9475
---------------------	-------------------

8. 福利厚生等

社会保険・雇用保険・労災保険・通勤手当・健康診断・制服貸与等

9. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定を締結しているかの有無	労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
有り (協定の有効期限の終期 2025年3月31日までの)	全ての派遣労働者